

(様式3)

## 自然環境保全協定書

栃木県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）  
とは、乙が下記の事業を実施するにあたり、自然環境の保全及び緑化に関する  
条例（昭和49年栃木県条例第5号）第26条の規定に基づき、次のとおり自  
然環境保全協定を締結する。

### 記

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 事業地の位置
- 4 事業地の面積

(協定)

第1条 この協定は、乙が上記事業を実施するにあたり、自然環境の保全につ  
いて必要な事項を定めるものとする。

(協定の期間)

第2条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から事業が完了する日まで  
とする。

(自然環境保全対策)

第3条 乙は、事業を実施するにあたっては、自然環境の適正な保全に努め、  
植生の回復及び緑地の造成等の必要な対策を講ずるものとする。

(自然環境保全対策の遵守)

第4条 乙は、前条の規定による措置として、別記に掲げる事項について遵守  
するものとする。

(報告及び調査)

第5条 甲は、乙に対し、事業の実施状況その他必要な事項について報告を求  
め、前条の規定による遵守する事項に関して必要な調査を実施することがで

きるものとする。

(事業計画等の変更協議)

第6条 乙は、事業計画又は自然環境保全対策を変更しようとするときは、事前に甲と協議するものとする。

(信義則)

第7条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃 木 県

知 事

印

乙

印